

第4章 し尿処理・浄化槽事業

第1節 し尿の収集

処理別人口表

令和6年4月1日現在

区 分	人 口 (人)	世 帯 数 (世帯)
総人口及び世帯数	647,597	317,341
し尿収集	定額制	314
	従量制	371
浄化槽処理	88,925	49,618
公共下水道接続	557,119	266,986

※浄化槽処理人口：総人口－（し尿収集人口＋公共下水道接続人口）

し尿収集・処理量の推移

年 度	収集量 (k l)	増 減 (k l)	前年比 (%)
令和2年度	3,304	△354	-
令和3年度	2,992	△312	△9.4
令和4年度	2,726	△266	△8.8
令和5年度	2,461	△265	△9.7

第2節 し尿等の処理

西浦処理場

所在地	西浦1丁目4番1号
処理能力	180kl/日
処理方式	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式+高度処理設備
敷地面積	10,723㎡
建築延床面積	5,244㎡
建築構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨構造）、地下1階・地上2階
受入貯留設備	細目スクリーン+繊維除去装置+スクリュープレス
膜分離高負荷生物脱窒素処理設備	RU式し尿膜分離高負荷処理方式
高度処理設備	凝集膜分離+活性炭吸着処理
汚泥処理設備	脱水
脱臭設備	高濃度臭気：薬液洗浄 中濃度臭気：薬液洗浄+活性炭吸着 低濃度臭気：活性炭吸着
稼働年月日	平成11年4月1日

西浦処理場車輛保有状況

令和6年4月1日現在

車種	積載量	用途	台数
ダンピングフォークリフト	0.9t		1台
ライトバン	0.4t	事務連絡用	1台

し尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移

(単位：kl)

年度	形態別収集量		合計
	し尿	浄化槽汚泥	
令和2年度	3,304	47,560	50,864
令和3年度	2,992	42,610	45,602
令和4年度	2,726	41,035	43,761
令和5年度	2,461	38,930	41,391

第3節 浄化槽事業

本市においては、公共下水道が整備されていない区域の生活排水の処理は、浄化槽によって行っている。浄化槽が正常な機能を発揮し、その放流水が適正な水質を維持するためには、適切な維持管理が必要であり、法的にも設置者に義務づけられている。

そこで、啓発する浄化槽パンフレットを作成するなど、設置者への周知を図っているほか、随時指導等を行っている。令和6年4月1日現在、22,857基の浄化槽を電子台帳にて管理している。

また、本市は千葉県の重要な水がめである印旛沼や閉鎖性水域である東京湾が流域となっており、水質汚濁の大きな原因である生活排水対策を推進するため、し尿のみを処理する単独処理浄化槽や汲み取り便所から、し尿及び生活雑排水の処理に加えて窒素等も除去できる高度処理型合併処理浄化槽へ転換設置する場合に補助金を交付している。

さらに、浄化槽保守点検業者に対しては条例に基づく登録制度を、また、浄化槽清掃業者に対しては浄化槽法に基づく許可制度を通じて指導を行っている。

これまでの浄化槽事務に関する経緯は下記のとおりとなっている。

浄化槽事業の沿革

年 度	事 業 の 内 容
昭和 60 年度	浄化槽法の施行
昭和 63 年度	し尿と家庭雑排水を併せて処理できる合併処理浄化槽の設置者への補助事業を開始
平成 13 年度	浄化槽法の一部改正により、し尿のみを処理する単独処理浄化槽新設の禁止
平成 15 年度	中核市の移行に伴い、浄化槽法に関する事務が千葉県から本市へ移譲 浄化槽保守点検業の登録、浄化槽の設置や維持管理に係る条例・規則・要綱等が整備され、浄化槽の適正管理の指導等を市独自で総合的に行う体制が確立される
平成 16 年度	単独処理浄化槽からの転換に対する上乗せ補助（撤去費補助）、窒素またはリンを除去するタイプの高度処理型合併処理浄化槽の設置に対する補助を新設
平成 17 年度	浄化槽法の一部改正により、同法の目的に公共用水域の水質の保全が明記され、放流水に係る水質基準が設定される。
平成 19 年度	汲み取り便所からの転換に対する上乗せ補助（撤去費補助）を追加
平成 21 年度	印旛沼や東京湾のさらなる生活排水対策の推進のため、高度処理型合併処理浄化槽のみに補助対象を限定
平成 24 年度	新築住宅への高度処理型合併処理浄化槽の設置が一般化したため、単独浄化槽及び汲み取り便所からの転換設置に補助を限定
平成 26 年度	建て替え新築に伴う転換設置の場合にも補助対象を拡大
平成 27 年度	環境部の組織改革により、浄化槽事務は環境衛生課から廃棄物指導課に移管
令和元年度	浄化槽法の一部改正により、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を通じた浄化槽の管理の向上を図るためとして特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対する措置制度が創設 転換設置（建て替えを伴う場合は除く）に伴う配管工事に対する上乗せ補助を追加
令和 4 年度	環境部の組織改革により、浄化槽事務は廃棄物指導課から環境保全課に移管

令和 5 年度

建て替え新築に伴う転換設置の場合の補助対象浄化槽を高度窒素除去能力を有する
浄化槽のみに限定

浄化槽設置基数の推移

(令和6年4月1日現在)

年度	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	合 計	増減基数
令和2年度	12,625	11,081	23,706	△1,211
令和3年度	12,443	10,461	22,904	△802
令和4年度	12,844	10,325	23,169	265
令和5年度	12,936	9,921	22,857	△312

令和5年度浄化槽清掃件数及び汚泥収集量

(令和6年4月1日現在)

許 可 業 者	清 掃 件 数		汚泥収集量(1)	
	年間(件)	月間平均	年間(1)	月間平均
(公社) 船橋市清美公社	2,595	216	7,821,020	651,752
(株) ヒット	1,620	135	5,666,070	472,173
(株) エイケン	4,697	391	12,744,500	1,062,042
船橋興産(株)	3,101	258	12,565,060	1,047,088
合 計	12,013		38,796,650	

令和5年度浄化槽清掃業者

(令和6年4月1日現在)

許 可 業 者	住 所	従事者数 (人)	講習会修了者 (人)
(公社) 船橋市清美公社	船橋市潮見町16番7	39	2
(株) ヒット	船橋市宮本8丁目42番4号	20	1
(株) エイケン	船橋市米ヶ崎町729番地	11	8
船橋興産(株)	船橋市高瀬町31番地2	16	2

船橋市浄化槽保守点検業者の登録数

(令和6年4月1日現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登 録 数	154	143	139	135

合併処理浄化槽設置補助の実績

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
区分	人槽	補助基数 (基)	補助金額 (千円)	補助基数 (基)	補助金額 (千円)	補助基数 (基)	補助金額 (千円)	補助基数 (基)	補助金額 (千円)
転換	5	3	1062	3	1062	5	1,770	4	1,416
	7	-	-	1	387	1	387	1	387
	10	-	-	-	-	-	-	-	-
小計		3	1,062	4	1,449	6	2,157	5	1,803
転換 上乗せ		内2	780	内2	960	内4	1,920	内5	1,980
合計		3	1,842	4	2,409	6	4,077	5	3,783

浄化槽法第7条・11条検査受検率

(令和6年4月1日現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
7条検査 (%)	72.6	77.4	88.9	85.7
11条検査 (%)	13.7	14.1	15.0	14.7

※ 7条検査：設置後検査

11条検査：定期検査

下水道の普及

(令和6年4月1日現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
下水道普及率 (%)	90.0	90.4	90.9	91.8